

全農薬通報

No308

平成 29 年 4 月 20 日

目 次

◎主な行事予定

- ・全国農薬協同組合
- ・植物防疫関係団体

◎組合からのお知らせ

- ・組合員の動き等

◎お知らせ

- ・堀江参事退職に当たって組合員の皆様にご挨拶

◎行政からのお知らせ

- ・農業技術の基本指針（平成 29 年改訂）

◎全農薬ひろば

- ・ハナニラ



全国農薬協同組合

〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル

電話 03-3254-4171 FAX. 03-3256-0980

<http://www.znouyaku.or.jp> E-mail: info@znouyaku.or.jp

「全国農薬協同組合」

平成29年（2017年）

7月 6日(木) 13:00～16:30	農薬シンポジウム in 広島（広島県）
7月14日(金) 13:00～16:30	農薬シンポジウム in 旭川（北海道）
7月21日(金) 13:00～16:30	農薬シンポジウム in 宮崎（宮崎県）
7月25日(火) 13:00～16:30	農薬シンポジウム in 愛媛（愛媛県）
7月27日(木) 11:00～16:30	第44回安全協常任幹事会・情報交換会
9月14日(木) 11:00～14:00	第27回執行部協議会
14:00～15:00	各委員会
15:00～17:00	第281回理事会
10月2日(月)～6日(金)	第88回植物防疫研修（日植防会議室）
10月16日(月)～20日(金)	第89回植物防疫研修（日植防会議室）
9月末～10月下旬（日程未定）	農薬安全コンサルタントリーダー研修会
10月26日(木) 13:00～15:00	監査会
11月14日(火) 15:30～17:00	第282回理事会
11月15日(水) 10:30～19:30	第52回通常総会・第40回全国集会・情報交換会
12月7日(木) 11:00～14:00	第28回執行部協議会
14:00～15:00	各委員会
15:00～17:00	第283回理事会
12月8日(金) 10:30～12:00	全農薬受発注システム利用メーカー協議会第8回総会

「植物防疫関係団体」

5月10日(水)	農薬工業会 幹事会・理事会
5月11日(木)	（公財）日本植物調節剤研究協会 理事会（11時～）
5月17日(水)	農薬工業会 通常総会（鉄鋼会館）
5月23日(火)	（一社）日本植物防疫協会 理事会（15時30分～）
5月25日(木)	（一社）農林水産航空協会 理事会（午後）
5月26日(金)	（公財）日本植物調節剤研究協会 評議員会（11時～）
5月26日(金)	（公社）緑の安全推進協会 平成29年度第1回理事会
5月30日(火)	（一財）残留農薬研究所 第107回理事会（15時30分 残研会議室）

1. 第1回日本生物防除協議会シンポジウム



生物農薬のメーカーなどで組織する日本生物防除協議会は、昨年4月の協議会立ち上げから初の「第1回日本生物防除協議会シンポジウム」を2月28日（火）、東京都内で開催した。「日本の生物防除を考える。露地IPMの未来」がテーマ。

基調講演の1番目の「農林水産省におけるIPM推進に向けた取組状況」については、当初予定されていた、藤井達也係長がイン

フルエンザのため、植物防疫課の総括補佐の長峰徹昭氏に急きょ変更になるアクシデントがあった。

一般に、化学農薬に対しての病害虫の抵抗性問題から生物農薬に転換する事例が多く、防除コストの面から見て割高感が課題とされている。このため、天敵等に影響の少ない化学農薬と併用でIPMを推進することが必要と感じられた。

（基調講演）

○農林水産省におけるIPM推進に向けた取組状況

農林水産省植物防疫課 課長補佐（総括・総務班担当）長峰徹昭 氏

○海外における天敵利用の現状と将来展望

近畿大学農学部 矢野英二 氏

（IPM事例報告）

○JA大樹町でのバイオキーパーの取組み

JA大樹町農産部農産販売課 小野拓哉 氏

○長野県におけるコナガのジアミド系殺虫剤抵抗性の実態と対策

長野県野菜花き試験場環境部 北林 聡 氏

○奄美諸島におけるゴマダラカミキリ類の生態とバイオリサによる防除

国立大学法人鹿児島大学農学部 津田勝男 氏

○群馬県の露地ナスにおける天敵利用防除体系の現状と展望

群馬県館林地区農業指導センター 蓼沼 優 氏

○鹿児島県における天敵利用の現状と今後の展望

鹿児島県農業開発総合センター 柿元一樹 氏

○高知県におけるIPM技術と今後の展開について

高知県農業振興部環境農業推進課 中石一英 氏

○交信かく乱剤（性フェロモン剤）を用いたコナガ防除の現地試験事例

長野県野菜花き試験場佐久支場 山戸 潤 氏

主席者：宮坂技術顧問

2. 第26回執行部協議会

日時：平成29年4月13日（木）、11時00分～12時00分

場所：全農薬9F 会議室

議事：

（1）理事会議決事項

①組合員脱退の件

②参事交代の件

（2）理事会協議事項

①平成29年度地区会議報告と次年度について

②旅費規程について

（3）理事会報告事項

①中間決算報告について

②平成29年度支部助成金について

③平成29年度支部媒体品について

④平成29年度（3月末）支部別特別奨励について

⑤組合員名簿について

（4）その他

出席者：宇野理事長、山本副理事長、宮崎副理事長、石黒総務委員長

木幡経済活動委員長、橋爪教育安全委員長、北濱IT・広報委員長

事務局（堀江参事、山本副参事、伊藤担当、宮坂技術顧問）

3. 各委員会

・総務委員会

日時：平成29年4月13日（木）、13時00分～14時00分

場所：全農薬9F 会議室

議題：

（1）全農薬ビルについて

（2）事務経費削減について

1）コピー費用削減の対応

2）電気料金削減の対応

3）その他

（3）その他

出席者：石黒委員長、大森副委員長、小宮山委員、安部委員、事務局（山本副参事）

・経済活動委員会

日時：平成29年4月13日（木）、13時00分～14時00分

場所：全農薬9F 会議室

議題：

（1）共同購買事業、未利用組合員について

（2）その他

出席者：木幡委員長、坂本副委員長、金子委員、池田委員、事務局（伊藤担当）

・教育安全委員会

日時：平成29年4月13日（木）、13時00分～14時00分

場所：全農薬9F 会議室

議題：

- （１）第44回安全協常任幹事会について
- （２）平成29年度農薬シンポジウム日程について（北海道・広島県・愛媛県・宮崎県）
- （３）指導農薬に関する活動報告について
- （４）その他

出席者：橋爪委員長、田中副委員長、菊地委員、栗原委員、中村委員、田中(秀)委員
事務局（宮坂技術顧問）

・IT・広報委員会

日時：平成29年4月13日（木）、13時00分～14時00分

場所：全農薬9F 会議室

議題：

- （１）全農薬受発注システム未利用組合員の状況と対策
- （２）全農薬ホームページの充実（アクセス数の推移）
- （３）農薬チラシ検索ポータルサイトアクセス数の推移について
- （４）その他

出席者：北濱委員長、喜多副委員長、佐藤委員、佐伯委員、事務局（堀江参事）

4. 第280回理事会

日時：平成29年4月13日（木）、14時00分～17時30分

場所：全農薬9F 会議室

議題：

- （１）議決事項
 - 1) 組合員の脱退について
 - 2) 参事交代について
 - 3) その他
- （２）協議事項
 - 1) 平成29年度地区会議報告と次年度について
 - 2) 旅費規程について
 - 3) その他
- （３）報告事項
 - 1) 中間決算報告について
 - 2) 平成29年度支部助成金の配分（実績）について
 - 3) 平成29年度支部媒体品について
 - 4) 平成29年度（3月末）支部別特別奨励について
 - 5) 組合員名簿について
- （４）農業競争力強化支援法案等説明会（農林水産省生産局技術普及課）
- （５）その他

参加者：宇野理事長、山本副理事長、宮崎副理事長、青木理事相談役、石黒総務委員長、
木幡経済活動委員長、橋爪教育安全委員長、北濱IT・広報委員長、理事各位
監事各位、事務局（堀江参事、山本副参事、伊藤委員、宮坂技術顧問）

○宇野理事長挨拶概要



予約期から当用期のご多忙の中、欠席もなく、全員ご出席頂いたことに感謝する。

皆様とは、地区会議以来の顔合わせですが、本日の理事会では、忌憚のない意見を出して欲しい。

最近のニュースでは、海外における農薬企業の大型再編が進み、穀物相場

の下落に伴う各社の業績不振等により、Big6と言われていた会社が大型再編でBig3へ。

具体的には欧州委員会からの要請でデュポンは殺虫剤、除草剤の一部をFMCに売却。

企業再編で流通が変わると在庫販売実施等で現場が混乱するのでそれには乗らないように十分注意を願います。また、本日は、午後4時より農水省からおいで頂き、「農業競争力強化支援法案」を説明して頂く事になっている。われわれ商系流通にも大いに影響のあることなので、内容に疑問がある場合は積極的に質問して欲しい。

○農業競争力強化支援法案の説明会

農林水産省生産局技術普及課生産資材対策室から今野室長、江崎課長補佐、中村生産専門官の3名が全農薬まで来所いただき、今野室長から懇切な説明を受けた。特に、全農薬に関係が深い生産資材価格の「見える化」については、理事の皆さんから活発な質問がだされ、充実した討議が行われた。



説明する今野室長



熱心にメモを取る江崎課長補佐と中村生産専門官

○資材価格の見える化について

精算資材価格の「見える化」については、①生産資材価格の定点調査・公表 ②生産資材価格比較ウェブサイトがある。前者は国内外の農薬等の資材価格情報を収集し、インターネット上で定期的に公表

○具体的には、

・全国的に流通する主要銘柄について、各地のいくつかのJA・販売店等における販売価格又は農業者の購入価格とうを調査して公表（最高値、最低値、平均値等）。対象は農協系統、商系のいずれも対象とする。また、海外の価格と比較する事などによりコスト構造を分析、コスト削減に資する規制改革の実行。

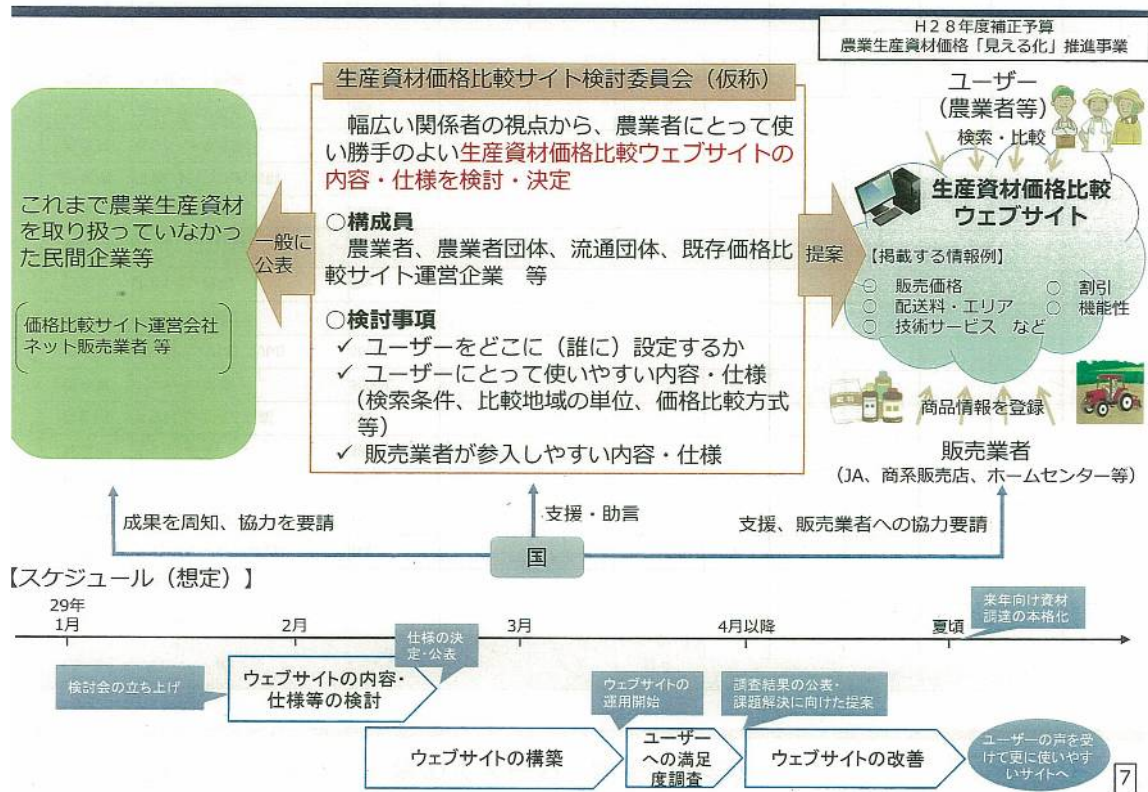
後者については、農業者が「どこから有利に買えるのか」を、比較選択・選択出来る仕組みをインターネット上に実現。

具体的には、資材メーカーや販売業者と農業者等の売買など様々な取引形態に取り組む。

また、価格表示だけでなく見積もり依頼を出来るようにする、価格等に関する口コミ情報を掲載するなどにより、農業者の利便性を向上。運営規模（出展者数など）を徐々に拡大。農協系統、商系いずれも対象とする。

○具体的なイメージは以下の図を参照

生産資材価格比較ウェブサイト（概要）



以上。

なお、当日配布された資料は「未定稿」のため公開は出来ません。

いずれにしても、農薬の流通形態が大きく変わる要素を含んでいるため、法律が成立後も引き続き農林水産省のホームページ等を注視して下さい。



○ 皇居のウコン桜（4月15日撮影）

1. 組合員代表者変更

【組合員名】

①株式会社金井商会

（新）代表取締役社長 金井正和（前代表取締役社長金井謙一氏は代表取締役会長）

②三協商事株式会社

（新）代表取締役社長 須見高康（前代表取締役社長須見篤志氏は取締役相談役）

③西日本グリーン株式会社

（新）代表取締役社長 坂本孝利（前代表取締役社長宮田英明氏は取締役）

④西日本日紅株式会社

（新）代表取締役社長 水田 茂（前代表取締役社長多賀正泰氏は顧問）

2. 本社移転

【組合員名】

①仙台農産株式会社

新住所：〒989-2421 宮城県岩沼市下野郷字西原63（岩沼臨空工業団地内）

新電話番号：0223-23-1103（代表）

FAX 番号：0223-23-1132

業務開始日：平成29年4月1日

②中澤氏家業株式会社

新住所：〒783-8585 高知県南国市伊達野501

新代表電話番号：088-802-5111

新FAX 番号：088-802-2111

業務開始日：平成29年5月8日



皇居東御苑の「諏訪の茶屋」

○堀江参事退職に当たって組合員の皆様にご挨拶

退任の挨拶



私こと、平成29年4月末をもって全国農薬協同組合（全農薬）を退職することとなりました。

本来であれば平成29年度2月の地区会議に出席して、組合員の皆様に御礼を申し上げるべきところ、思いもかけぬ病に見舞われ願いが叶いませんでした。

恐縮ながら、全農薬通報を通じ、ここに、ご挨拶させていただきます。

思い起こせば武田薬品㈱、住友化学㈱の農薬営業部門を経て、平成20年5月1日に全農薬へ奉職。以来9年の長きにわたりお世話になりました。この間、全農薬創立50周年記念事業に携わることもでき、文字通り私の人生の中で記憶と記録に残る仕事ができたとつき無上の喜びを味わうことができ感謝の気持ちで一杯であります。今後は外部からではありますが、全農薬の発展と組合員の皆様益々のご繁栄を見守って参ります。永いあいだ本当にありがとうございました。



最後の理事会で司会をする堀江参事。

○農業技術の基本指針（平成29年改正）

「農業技術の基本指針（平成 29 年改定）」

全121頁

目次は以下のとおり。なお、全文は以下のアドレスから入手可能。

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g_kihon_sisin/attach/pdf/sisin29-8.pdf

（目次）

はじめに	1
新たな技術的対応の必要性	3
i 牛ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害への対応	3
ii 「農林水産業の輸出力強化戦略」の策定	4
iii 「輸出相手国の残留農薬基準値に対応した病虫害防除マニュアル」～茶（抹茶、かぶせ茶編）、茶（総合編）、りんご（無袋栽培）～の公表	5
iv 研究成果の見える化	6
v 食品トレーサビリティ「実践的なマニュアル」の公表	6
vi 「農業気象ポータルサイト」の拡充について	7
 I 農政の重要課題に即した技術的対応の基本方向	 9
(I) 食料自給率の向上	9
(II) 食品の安全性の向上等	10
1 農産物の安全性の向上	10
(1) 農産物の安全性を向上させるための工程管理の推進	10
(2) 有害物質等のリスク管理措置の徹底	10
(3) 農業生産資材の適正な使用・管理の徹底等	13
2 畜産物の安全性の向上	17
(1) 生産段階における衛生管理の充実・強化等	17
(2) 飼料・飼料添加物及び動物用医薬品の適正な使用・管理の徹底等	18
(III) 日本農業の体質強化・成長産業化に向けた取組	21
1 需要フロンティアの拡大	22
(1) 輸出拡大に向けた生産体制の強化	22
(2) 機能性表示食品制度の活用による新たな需要の創造	23
(3) 農業生産工程管理（GAP）の導入・推進	23
2 生産コスト低減対策	24
(1) 大規模経営に適合した省力技術・品種の導入	25
(2) 生産資材費の低減等	26
(3) 生産・流通システムの高度化	29
3 安定生産の推進	31
(1) 適切な病虫害防除の推進	31

(2) 鳥獣被害防止対策の推進	37
(3) 農地土壌対策の推進	39
4 知的財産の保護・活用	40
(1) 地域ブランド戦略における地理的表示等の知的財産の活用	40
(2) 植物の新品種の育成者権の保護・活用	41
(3) 家畜の遺伝資源の保護・活用	43
(4) 知的財産の戦略的な活用の推進	44
(Ⅳ) 資源・環境対策の推進	45
1 環境と調和のとれた農業生産の推進	45
(1) 農業が有する環境保全機能の向上に配慮した持続的な農業の推進	45
(2) 有機農業の推進	48
2 省エネルギー・省資源型農業の推進	48
3 バイオマス活用等の推進	50
(1) 家畜排せつ物の堆肥化の推進	50
(2) 食品循環資源の再生利用等の推進	51
4 地球環境問題に貢献する農業の推進	51
(1) 農業分野における地球温暖化対策の更なる推進	52
(2) 農業分野における生物多様性保全の更なる推進	55
Ⅱ 営農類型別の技術的対応の方向	57
(Ⅰ) 水田作	57
1 水稻	58
2 麦類	61
3 大豆	63
(Ⅱ) 畑作	66
1 北海道畑作地域	66
(1) てん菜	66
(2) ばれいしょ	66
2 その他地域	67
(1) さとうきび	67
(2) かんしょ	68
(3) 茶	68
(4) 繭・生糸	69
(5) なたね	69
(6) そば	69
(Ⅲ) 園芸	71
1 野菜	71
2 果樹	74
3 花き	77
(Ⅳ) 畜産	80
1 酪農	80
2 肉用牛生産	82
3 養豚	84

4 養鶏	85
5 アニマルウェルフェアの推進	86
6 飼料作物等	86
Ⅲ その他、特に留意すべき技術的事項等	90
(Ⅰ) 農作業における安全の確保	90
1 安全性の高い農業機械等の導入	90
2 農業機械等の安全な利用	91
3 農業者における安全意識の醸成	92
(Ⅱ) 主要作目の災害対策技術上の基本的留意事項	94
1 水稻	95
2 麦類	98
3 豆類	98
4 てん菜	100
5 ばれいしょ	100
6 さとうきび	101
7 かんしょ	101
8 茶	101
9 蚕糸	102
10 野菜	102
11 果樹	104
12 花き	108
13 園芸用施設の風害・雪害対策	110
14 畜産	111
(別紙)	
東京電力福島第一発電所事故により放出された放射性物質への対応	114
1 安全な農畜産物の供給に向けた対応	115
2 農作業における安全の確保等	120

※平成 28 年度中に発出した通知等に基づく改定項目について本文中に★印を示した。

はじめに

農業技術は、農業に携わる農業者やその生産基盤を成す農地などと並んで農業生産を支える重要な要素である。我が国農業の持続的な発展を図り、安全な食料を安定供給していくためには、農業技術の開発・導入に向けた関係者による弛まぬ努力が不可欠である。

近年、開発途上国を中心とする人口増加や経済発展、地球温暖化等の気候変動の進行による農産物の生産可能地域の変化や異常気象による大規模な不作の頻発等、国際的な食料事情の変化が起きている中で、我が国の農業は、農業就業者の高齢化・減少など農業生産基盤の脆弱化、食品の安全性や環境保全に対する国民の関心の高まり等の情勢変化に伴う様々な課題に直面している。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、農業に多大な被害が出ただけでなく、東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質の影響により、六年を経過した今でも、営農の中断を余儀なくされている農業者がいるなど、被災地を中心に農業に依然として様々な影響が及んでいる。

こうした課題に対して、新たな食料・農業・農村基本計画や農林水産業・地域の活力創造プラン等で示された施策の方向性等を踏まえ、農業の構造改革や新たな需要の取り込み等を通じて、農業や食品産業の成長産業化を促進するための産業政策と、構造改革を後押ししつつ農業・農村の多面的機能を発揮する地域政策を車の両輪として進めるとの観点に立ち、若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出を目指して引き続き取組を推進する必要がある。また、震災からの復興や、原子力発電事故の対応に引き続き全力で取り組むとともに、自然災害に対応するなど、被災農業者が今後も意欲を持って農業を継続していけるように万全の対策を講じていく必要がある。以上の施策の円滑な推進のためには、それを支えるための技術的な対応が不可欠である。

このためには、産地・担い手が創意工夫を活かして、地域の強みを発揮しながら生産や流通の現場にイノベーションを起こし、生産性や効率性の大幅な向上など収益力・生産基盤の強化を図ることにより、国際競争力を向上していく必要がある。さらに、輸出阻害要因の解消等を図りつつ高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大に向けて、変化する需要への的確な対応や新たな価値の創出等を進め、攻めの農林水産業に転換していくことが重要である。平成 28 年 11 月には「農業競争力強化プログラム」（農林水産業・地域の活力創造本部決定）を策定し、農業者の所得向上を図るため、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業の構造的な問題を解決することで、更なる農業の競争力強化を実現することとしている。また、原子力発電所事故への対応についても、必要とされる技術開発を進めるとともに、現場に対する情報提供・技術指導を適切に実施することが求められる。本指針は、こうした農政における農業技術についての基本認識の下で、農政の重要課題に即した技術的な対応や、今後、農業の発展に資すると期待される新技術について取りまとめ、都道府県をはじめとする関係機関において、農業技術の関連施策の企画、立案、実施等に当たっての参考となるよう公表するものである。

〇病虫害防除及び農薬に関する項目の抜粋

(3) 農業生産資材の適正な使用・管理の徹底等

ア 農薬

(7) 農薬の適正使用の徹底等 ★

（農薬の適正使用の徹底）

農薬の使用に当たっては、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第5号）、「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」（注1）等に基づき、適正使用の指導に取り組んできたところである。

しかしながら、適用作物の誤認や防除器具の洗浄の不徹底等の不注意に起因する農薬の不適正使用事例が見られている。

このため、「農薬の使用基準の遵守及び飛散防止対策の徹底について」（注2）に則り、引き続き、農薬ラベルに表示された適用作物、使用時期等の使用方法を十分に確認して使用すること、防除器具の十分な洗浄を行うこと等の指導を徹底する。

特に、農薬を扱う際は、農薬のラベルを確認し、複数の農薬を混用する際の注意事項を厳守するとともに、ラベルの記載に応じた防護メガネやマスク等の防護装備を着用するよう指導を徹底する。

なお、農産物直売所に出荷された農作物から適用のない農薬が検出される事例もあることから、農作物直売所に出荷を行う生産者に対しても指導を徹底する。

一方、不適正使用事例が発生した際は、その原因に則した再発防止策が講じられることが最も重要であることから、原因究明を行うよう指導を徹底する。

（住宅地等における農薬使用）

公園等の公共施設の植物、街路樹や住宅地に近接する農地及び森林等において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民等の健康被害が生じないように、住宅地等における農薬使用時の農薬使用者の遵守すべき事項を示した「住宅地等における農薬使用について」（注3）の周知を徹底する。具体的には、物理的防除等による農薬使用回数及び量の削減や農薬の飛散を防止するために必要な措置を講ずるよう指導するとともに、幅広い事前周知の実施等により周辺住民に対して配慮するよう引き続き指導を徹底する。

（土壌くん蒸剤の適正使用）

土壌くん蒸剤であるクロルピクリン剤の使用に際し、ビニール等で被覆しなかったために薬剤が揮散したことによる中毒事故が毎年発生している。このため、土壌くん蒸剤を使用する農薬使用者等に対しては、「クロルピクリン剤等の土壌くん蒸剤の適正使用について」（注4）に基づき、土壌くん蒸剤の取扱いについて、農薬ラベルに表示された使用上の注意事項を遵守し、周辺に影響を与えないよう風向きなどにも十分注意するとともに、被覆を完全に行う等揮散防止措置を講ずるよう指導を徹底する。

（農薬による蜜蜂への危害防止）

蜜蜂に対して毒性が比較的強い農薬については、以下のように表示されたラベルの注意事項を守って使用するよう指導を徹底する。

- ・ 散布の際に巣箱及びその周辺にかからないようにする。
- ・ 都道府県の農薬指導部局や地域の農業団体等の関係機関に 対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬使用に係る情報を提供し、蜜蜂の危害防止に努める など。また、平成 25～27 年度までの被害事例調査の結果より、
 - ・ 農薬の関与が疑われる蜜蜂被害は、水稻のカメムシ防除の時期に多く、死んだ蜂はカメムシ防除に使用された殺虫剤に直接暴露した可能性があること
 - ・ 被害を軽減させるために、農薬を使用する農家と養蜂家の間の情報共有、養蜂家が行う巣箱の設置場所の工夫及び農家が行う農薬の使用の工夫等の対策が有効であることが分かったことから、「平成 28 年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について」（注5）に基づき、農薬を使用する農家と養蜂家との間で、巣箱の位置・設置時期や、農薬の散布時期などの情報を交換し、巣箱を退避するなどの対策を講じるよう指導を徹底の上、講じた対策の有効性の検証等を行う。また、都道府県による対策の継続的な実施を促進するとともに、水稻カメムシを防除する時期（7～9月頃）には、都道府県に対し注意喚起の通知を発出し、水稻のカメムシ防除における指導は特に徹底する。

（無登録農薬に係る取締）

農薬登録を受けることなく、チラシ等何らかの形で農作物等への使用が推奨され、かつ、農薬としての効能効果を標榜している資材又は成分上農薬に該当し得る資材については、安全性や含有成分が確認されていないだけでなく、農薬取締法違反となる可能性もあることから、生産現場においてそのような資材を使用しないよう、リーフレット等を用いて引き続き指導を徹底する。また、「無登録農薬であると疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について」（注6）に基づき、監視体制の強化を図り、製造者、販売者等への指導を徹底する。

(注1)「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」(平成 19 年3月 28 日付け 18 消安第 14701 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長連名通知)

(注2)「農薬の使用基準の遵守及び飛散防止対策の徹底について」(平成 23 年9月5日付け 23 消安第 3034 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長連名通知)

(注3)「住宅地等における農薬使用について」(平成 25 年4月 26 日付け 25 消安第 175 号・環水大土発第 1304261 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知)

(注4)「クロルピクリン剤等の土壌くん蒸剤の適正使用について」(平成 18 年 11 月 30 日付け 18 消安第 8846 号農林水産省消費・安全局長通知)

(注5)「平成 28 年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について」(平成 28 年7月7日付け 28 消安第 1716 号・28 生畜 509 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、生産局畜産部畜産振興課長連名通知)

(注6)「無登録農薬であると疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について」(平成 19 年 11 月 22 日付 19 消安第 10394 号農林水産省消費・安全局長通知)

<関連情報>

農林水産省 HP 「農薬による蜜蜂への影響について」

http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_mitubati/honeybee.html

(イ) 農薬の保管管理等の徹底

農薬の保管管理に当たっては、農薬の用途外使用等誤った取扱いによる事故の発生を防止するため、販売者、農業者等に対し、正しい保管管理の指導に取り組んできたところである。特に、農薬の誤飲による中毒事故については、「農薬の誤飲を防止するための取組について」(注)に基づき、農薬を飲食品の空容器に移し替えないこと等の指導を徹底する。

(注)「農薬の誤飲を防止するための取組について」(平成 23 年5月 16 日付け 23 消安第 1114 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)

(ロ) 使用残農薬、空容器及び販売が禁止されている農薬の適正処理

やむを得ず使用後に残った農薬や使用後の農薬の空容器は、廃棄物処理業者への処理の委託等により環境に影響が生じないように適正処理を徹底する。その際、都道府県の指導の下、生産者団体等が中心となって、製造・流通販売に携わる者も含め、組織的な回収・処理を行う。なお、農薬使用者が過去に購入して保有していた販売禁止農薬を誤って使用した事例が報告されているため、「販売禁止農薬等の回収について」(注)に基づき、ケルセン(ジコホール)及びベンゾエピン(エンドスルファン)について回収が徹底されるよう、改めて販売禁止農薬の使用禁止についての周知及び適正処理の指導を徹底する。

(注)「販売禁止農薬の回収について」(平成 23 年 12 月 13 日付け 23 消安第 4597 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)

<関連情報>

農林水産省 HP 「農薬コーナー」

<http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/>

(Ⅲ) 日本農業の体質強化・成長産業化に向けた取組

農業従事者の減少、高齢化の進展による生産力の脆弱化が進む一方で、加工食品や外食への依存度の高まりや新興国の経済成長等により世界の食市場の規模が大幅に拡大すると

見込まれている中で、諸外国が我が国の市場向けに輸出する農畜産物の品質や加工・物流技術を向上させてきている。

こうした状況の中で、国内の農林水産業の体質強化を図っていくためには、意欲のある農業者を確保し、産地、担い手の創意工夫を活かしたイノベーションにより新たな品種や技術の開発・普及を進め、実需者等と連携して品質やブランド力など「強み」のある農畜産物を日本各地で創出していくとともに、流通・加工分野も含めたコストの削減などの取組を進めていく必要がある。また、品質についても、農業生産工程管理（GAP）の導入等を通じて安全で高品質な農畜産物の生産を促進する必要がある。

こうした取組は、国内産農畜産物の消費拡大や輸出促進等の需要フロンティアの拡大やバリューチェーンの構築にもつながるものであり、各地域において、気象条件、作物の組合せ等の実態に即して、産地ぐるみでの戦略的な取組として展開していくことが重要である。

<関連情報>

農林水産省 HP「攻めの農林水産業推進本部」

<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/saisei/honbu/>

農林水産省 HP「担い手と集落営農」

http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/index.html

農林水産省 HP「農山漁村の6次産業化」

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika.html>

農林水産省 HP「はじめよう！農商工連携！！」

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/nosyoko/index.html>

農林水産省 HP「導入が期待される品種等リスト」

<http://www.affrc.maff.go.jp/docs/hinsyu/hinsyu.htm>

農林水産省 HP「最近の有用な農業技術～農業関係の研究機関の研究成果～」

http://www.affrc.maff.go.jp/docs/useful_recent/useful_recent.htm

1 需要フロンティアの拡大

(1) 輸出拡大に向けた生産体制の強化

少子・高齢化等により、国内の農林水産物・食品市場が縮小傾向にあるが、海外には2009年の340兆円から2020年には680兆円に倍増すると見込まれるアジアを中心とした世界の食市場が存在している。我が国の農林水産物・食品産業の発展のためには、アジアをはじめとする世界の経済成長を取り込むべく、輸出の拡大に取り組む必要がある。

このため、平成28年5月に内閣総理大臣を本部長とする農林水産業・地域の活力創造本部において「農林水産業の輸出力強化戦略」を取りまとめた。

平成31年の輸出額1兆円目標を達成するため、関係省庁・関係団体等と協力して本戦略に掲げた施策を推進しているところであり、生産体制の強化や技術開発面でも、例えば、

- ・ 輸出先国のニーズに対応した新品種の開発・導入の推進や優良品種への転換
- ・ 省力化・収量増、コスト低減につながる新しい栽培技術の開発・導入の推進
- ・ 輸出先国の動植物検疫等に対応した栽培方法・検査体制等の確立・導入の推進
- ・ 生鮮品の大量かつ低コストの海上輸送を可能とする最新の鮮度保持輸送技術の普及の促進・新規技術開発等に取り組むこととしている。

なお、農産物を輸出する際に、一部の地域の農産物が相手国の輸入検査で禁止病害虫が発見されたり、残留農薬基準を超えたことにより不合格となった場合には、他の産地からの

輸出にも影響を及ぼすことがある。また、我が国と輸出先国との残留農薬基準が異なる場合があり、国内の農薬使用基準を遵守したとしても輸出先国の残留農薬基準には適合せず陸揚げできない事例が散見される。

このため、輸出相手国の残留農薬基準に対応した病虫害防除マニュアル等を踏まえ、

- ① 各産地における検疫対象病虫害の防除や出荷段階での病虫害被害品の除去を徹底すること
- ② 輸出先国・地域政府で残留農薬基準が設定されている農薬を使用すること
- ③ 各国の残留農薬基準は変更される可能性があり、常に最新の情報を入手すること
- ④ 生物的・物理的防除法の利用等の農薬代替防除技術による IPM を指向した防除体系を策定すること
- ⑤ 出荷前に必要に応じて残留農薬検査を実施すること等により、輸出先国・地域政府における日本産農林水産物等の信頼性を強化する。

<関連情報>

農林水産省 HP「農林水産物等の輸出促進対策」

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/>

農林水産省 HP「輸出相手国の残留農薬基準対応した病虫害防除マニュアル」

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujiyo/zannou_manual.html

3 安定生産の推進

(1) 適切な病虫害防除の推進

ア 農薬の適正使用の推進 ★

農薬を安全かつ適正に使用することは、農産物の安全の確保により国民の健康を保護することや生活環境を保全するという観点から極めて重要である。一方、作付体系、生産環境の変化等に伴う病虫害の発生様相の変化及び薬剤抵抗性病虫害の出現による防除効果の低下、並びに土壌病虫害やウイルス等の農薬だけでは対処が困難な病虫害の発生といった問題が生じている。このため、農薬の使用に当たっては、周辺環境への影響等に配慮するとともに、薬剤抵抗性病虫害の発生を防ぐ観点から、以下の事項を徹底する。

- ① 病虫害・雑草の種類及び発生状況に応じた適切な有効成分・剤型の農薬を選定する
- ② 農薬の使用量を必要最小限に留める
- ③ 病虫害の発生がほ場の一部の場合、十分な防除効果が得られる範囲で部分的な農薬散布を実施する
- ④ 同一系統薬剤の連続使用を避ける

また、都道府県は、防除基準の作成にあたって、新たに農薬を掲載する際には、農薬メーカーが農薬登録の際に作成したデータ等を積極的に活用することとし、防除基準の内容について、農薬使用基準との整合性を確認し、農業者の農薬の誤使用を招かないよう点検・見直しに努める。

(参考)「資材費低減の観点を踏まえた今後の病虫害防除の在り方について」(平成 29 年 1 月 31 日付け 28 消安第 4688 号農林水産省消費・安全局長通知)

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/attach/pdf/index-3.pdf>

イ 病虫害発生予察情報等の活用 ★

適切かつ効果的な病虫害防除とするため、また、防除経費を抑えた経済的な病虫害防除とするため、病虫害の発生動向を予察し、適期防除を実施することが重要である。このた

め、都道府県病虫害防除所は、作物の生育状況、気象情報、病虫害の発生量等の調査の充実・迅速化を図ることを通じ、これらの調査の結果に基づき、より高精度できめの細かい病虫害発生予察情報を作成し、関係機関への迅速な情報提供と防除指導に努める。

また、普及指導センター、市町村及び生産者団体は、病虫害発生予察情報や要防除水準（経済的被害の発生を考慮して防除の必要性を判断する目安となる病虫害の発生水準）の情報を活用し、農業者に対し、適時適切な防除を指導する。

（参考）「資材費低減の観点で踏まえた今後の病虫害防除の在り方について」（平成 29 年 1 月 31 日付け 28 消安第 4688 号農林水産省消費・安全局長通知）

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/attach/pdf/index-3.pdf>

ウ 総合的病虫害・雑草管理（IPM）の推進

（ア）総合的病虫害・雑草管理（IPM）の推進

病虫害防除に当たっては、病虫害発生予察情報を活用した適期防除に加え、伝染源の除去等による病虫害が発生しにくいほ場環境の整備を行うとともに、生物農薬や性フェロモン剤、温湯消毒等様々な防除技術の適切な組合せによる化学合成農薬だけに頼らない総合的病虫害・雑草管理（IPM）を推進する。これにより、環境負荷を軽減するとともに農作物の安定生産に資する防除対策に取り組む。都道府県においては、「総合的病虫害・雑草管理（IPM）実践指針」（注１）、「IPM 実践指標モデル」（注１）、「IPM マニュアル」（国立研究開発法人農研機構中央農業総合研究センター）及び「生物機能を活用した病虫害・雑草管理と肥料削減最新技術集」（注２）等を参考に、地域の病虫害の発生状況等に応じた IPM 実践指標を策定し、これを活用した IPM 実践地域の育成等に努めることにより、農業者による IPM の実践を支援する。

（注１） 農林水産省 HP「総合的病虫害・雑草管理（IPM）実践指針」及び「IPM 実践指標モデル」http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_ipm/index.html

（注２）農研機構 HP「生物機能を活用した病虫害・雑草管理と肥料削減最新技術集」http://www.naro.affrc.go.jp/publicity_report/publication/pamphlet/techpamph/030535.html

（イ）難防除病虫害への対策

近年、コナジラミ類及びアザミウマ類が媒介するトマト黄化葉巻病等のウィルス病の発生が拡大している。これらのウィルス病に対しては媒介虫の防除が有効な対策であるが、多くの薬剤に対する抵抗性を持つ個体群の発生が確認されている。このため、健全種苗の使用、罹病株の早期抜取り、除草、黄色粘着板による誘殺、施設開口部への防虫ネットの設置、栽培終了後の蒸込み処理等様々な防除方法を組み合わせた IPM を実践するとともに、新たな薬剤抵抗性を発達させないよう、同一系統薬剤の連用を避ける。特にトマトへの被害が大きいトマト黄化葉巻病については、防除対策を取りまとめた「トマト黄化葉巻病への対応について」（注）及び試験研究の取組成果を取りまとめた「トマト黄化葉巻病の総合防除マニュアル」（平成 21 年 5 月国立研究開発法人農研機構野菜茶業研究所）を参考に、防除を徹底する。その際、病虫害防除所、普及指導センター及び試験研究機関等は、これらの通知等を踏まえて、地域の特性に応じた難防除病虫害の防除対策の確立に努める。

（注）「トマト黄化葉巻病への対応について」（平成 19 年 5 月 18 日付け農林水産省生産局種苗課長、野菜課長、消費・安全局植物防疫課長連名通知）

<関連情報>

農研機構 HP「トマト黄化葉巻病の総合防除マニュアル」

エ 農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策

平成 18 年5月に、食品衛生法に基づく残留基準値が設定されていない農薬等が一定以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（いわゆる「ポジティブリスト制度」）が導入されたことにより、これまで以上に農薬の飛散（ドリフト）による周辺作物への影響防止対策の徹底が求められている。農薬の飛散（ドリフト）による周辺作物の汚染や被害を防止する観点から、ドリフトの防止対策の徹底が必要である。特に、当該作物が農薬の適用作物に含まれていない場合は、食品衛生法に基づく農薬残留の一律基準である 0.01ppm が適用されることとなり、これを超えると販売が禁止されるなどの重大な結果を招くこととなる。このため、「農薬の使用基準の遵守及び飛散防止対策の徹底について」（注）及び農薬飛散影響防止対策を取りまとめた「農薬飛散対策技術マニュアル」等も参考に、都道府県の農作物病虫害防除指導関係、生産振興関係及び普及関係の部局、生産者団体等が連携して農薬飛散影響防止のための指導を徹底する。

（注）「農薬の使用基準の遵守及び飛散防止対策の徹底について」（平成 23 年9月5日付け 23 消安第 3034 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長連名通知）

オ 空中散布の安全対策の強化

有人ヘリコプター又は無人ヘリコプターを利用して行う農薬の空中散布は、効率的で効果的な防除手段であるが、その実施に当たっては、安全対策を徹底するとともに、地域の関係者の理解と協力を得ることが重要である。このため、都道府県は、国が定めた「農林水産航空事業の実施について」（注1）、「農林水産航空事業実施ガイドライン」（注2）及び「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」（注3）（以下「指導指針」という。）に基づき、

- ① 実施区域及びその周辺の地理的状況、障害物、建築物、転作田等の位置関係を勘案し、散布区域、使用薬剤等について十分に検討した上で実施計画を策定すること
- ② 実施区域周辺の学校、病院等の公共施設及び居住者等にあらかじめ空中散布の実施予定日時、区域、薬剤の内容等を連絡すること
- ③ 架線等への接触事故を防止するため、実施主体は、散布ほ場及びその周辺の危険箇所等を具体的に書き込んだほ場地図を作成し、散布実施者に配布すること
- ④ 散布実施者は、散布前に③の地図を用いて、地図に記載された危険箇所等の確認を実施すること。なお、地図に記載されていない細い架線、電柱支線等の有無についても、自らの目で確認して、それらの位置情報を確実に把握すること等についての指導を徹底する。

平成 27 年 12 月 10 日、改正航空法が施行され、無人航空機により農薬散布等を実施する場合には、国土交通大臣の許可承認を受けることが必要となった。一方、指導指針に基づき農薬散布等を行う実施主体等については、適切な安全対策が講じられていることから、改正航空法に定める国土交通大臣による許可・承認の手続きが簡素化された。

なお、近年利用面積が増加している無人ヘリコプターによる空中散布については、より一層の安全対策の徹底が求められている中、平成 26 年度に発生した人身事故を受け、今後の事故防止を図るため指導指針を平成 27 年7月8日に改定した。

今後はこの方針に基づき、都道府県が

- ① 機体に衝撃を与えないよう機体の操作や陸上での移動には十分に注意すること

- ② 機体に衝撃を与えた場合は、その都度機体の点検を受けること
- ③ 機体を空中散布等の実施区域に隣接していないほ場に移動させる場合は、機体を飛行させたままではなく、機体を着陸させた上で陸上を移動させること
- ④ 機体を飛行経路上に家屋や架線等がある隣接したほ場に移動させる場合は、機体を飛行させたままではなく、機体を着陸させた上で陸上を移動させること
- ⑤ 機体を架線等に向かって飛行させないこと
- ⑥ 適切な高度及び速度での飛行を遵守すること等について指導を徹底する。

中山間地等狭小園地での利用が期待されるマルチローター式無人航空機については、1回の飛行により農薬散布が実施出来る面積は少ないものの、機動的な飛行が可能となることから、平成 28 年3月、新たに暫定運行基準を取りまとめ、農薬散布のための安全対策を指導指針に追加した。マルチローター式無人航空機を利用して農薬散布を行う際には、国土交通省が定める機体、オペレーター、安全を確保するための体制に係る基準を満たした上で、安全かつ適正な農薬散布を行えるよう

- ① 必要な飛行安定性、散布性能等を有すること確認された機体を使用すること
- ② 必要な技能及び知識を有するオペレーターとして認定を受けること
- ③ 飛行方法については、従来の産業用無人ヘリコプターと比較してダウンウォッシュ（下降気流）が小さいこと等の特徴を踏まえ、定められた飛行高度、散布間隔、飛行速度、風速を遵守することを徹底する。

（注1）農林水産省 HP「農林水産航空事業の実施について」（平成 13 年 10 月 25 日付け 13 生産第 4543 号農林水産事務次官依命通知）

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujiyo/pdf/yuzin1.pdf>

（注2）農林水産省 HP「農林水産航空事業実施ガイドライン」（平成 16 年4月 20 日付け 16 消安第 484 号農林水産省消費・安全局長通知）

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujiyo/pdf/guide_line_2.pdf

（注3）農林水産省 HP「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」（平成 27 年 12 月 3 日付け 27 消安第 4545 号農林水産省消費・安全局長通知）

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujiyo/120507_heri_mujin.html

＜関連情報＞

農林水産省 HP「農林水産航空事業の実施状況について」

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_kouku_zigyo/

カ 臭化メチル剤に代わる防除対策の導入・普及の推進

臭化メチル剤は、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書締約国会合でオゾン層破壊物質として指定され、一部の臭化メチル剤が必要不可欠な処理については「不可欠用途」として使用が認められてきた。不可欠用途としての臭化メチル剤は、土壌及び収穫物（くり）の病害虫防除に用いられてきたが、「不可欠用途臭化メチルの国家管理戦略改訂版」（注1）に基づき、土壌消毒用途は平成 24 年末、収穫物用途は平成 25 年末をもって全廃した。このため、都道府県は、土壌消毒用途の代替防除対策をとりまとめた「臭化メチル剤から完全に脱却した産地適合型栽培マニュアル」（注2）、収穫物用途の代替技術を取りまとめた「臭化メチル剤の全廃に伴うクリシギソウムシの代替防除技術について」（注3）などを参考とし、臭化メチル剤に代わる防除対策として、代替剤、抵抗性品種、

物理的防除法等の普及に努めている。その際、病虫害防除所、普及指導センター及び試験研究機関等は、これらのマニュアル等を踏まえて、地域の品種構成や栽培条件に応じた防除対策の確立に努める。

（注１）農林水産省 HP「不可欠用途臭化メチルの国家管理戦略改訂版」

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_meti/pdf/strategy_2.pdf

（注２）農研機構 HP「臭化メチル剤から完全に脱却した産地適合型栽培マニュアル」

http://www.naro.affrc.go.jp/narc/contents/post_methylbromide/index.html

（注３）農研機構 HP「臭化メチル剤の全廃に伴うクリシギゾウムシの代替防除技術について(未定稿)」

http://www.naro.affrc.go.jp/publicity_report/publication/laboratory/fruit/material/058024.html

＜関連情報＞

農林水産省 HP「農業新技術 2014」（臭化メチル剤から完全に脱却した野菜類の産地適合型栽培マニュアル）

http://www.affrc.maff.go.jp/docs/new_technology.htm

キ 重要病虫害発生及び被害拡大の防止対策の徹底

近年の訪日外国人や物流等の増加により、病虫害の侵入リスクが増大している。実際に、海空港での植物検疫における訪日外国人の携帯品からの輸入禁止品の発見件数は、急激に増加している。傾向としては、アジアから国内に持ち込まれたものが多いことから、特にミカンコミバエ種群やウリミバエ等のアジアで発生している病虫害の侵入リスクに注意を払う必要がある。また、「重要病虫害発生時対応基本指針」（注）に基づく重要病虫害の発生に係る報告件数は、平成 26 年度は 28 件（うち害虫 18 件、病菌 10 件）、平成 27 年度は 38 件（うち害虫 20 件、病菌 18 件）、平成 28 年度（平成 28 年 12 月末現在）は 20 件（うち害虫 17 件、病菌 3 件）であった。このような状況を踏まえ、引き続き、重要病虫害の早期発見を図るため、都道府県は、現在の侵入警戒調査を再検証し、必要に応じて対象病虫害の拡大、トラップの増設や調査頻度の増加等を行うなど、改善を図る。また、病虫害防除所と普及指導員は、生産現場における発生の予兆を見逃さないよう、日頃からお互いに情報を共有し、重要病虫害の疑いがある場合や既発生病害虫である確証がない場合は、未同定の段階であっても国へ報告することを徹底する。特に、近年侵入が確認され、警戒を要する次の病虫害については、遺漏なく下記の対応を実施する。

（ア）ウメ輪紋ウイルス

平成 21 年に東京都青梅市で初めて感染が確認された核果類の重要病虫害であるウメ輪紋ウイルスについては、未だ新たな地域において感染植物が確認されている状況である。このため、都道府県は、全国発生状況調査の調査要領に則り、調査漏れのないよう綿密な調査を実施するとともに、感染植物が確認された場合は、速やかに感染植物の枝打ちやアブラムシの防除等の感染拡大防止措置を行えるよう体制を整えておく。さらに、感染の疑いのある植物が確認された場合は、本ウイルスの宿主植物を所有する苗木・植木等の生産者や公園・施設等の管理団体等に対して、速やかに病虫害防除所及び農林水産省植物防疫所に連絡するよう指導を徹底する。

（イ）ジャガイモシロシストセンチュウ等線虫類

平成 27 年8月、北海道網走市内の一部のほ場において、ばれいしょの重要病害虫であるジャガイモシロシストセンチュウの発生が確認された。一方、ジャガイモシストセンチュウについても、年々僅かながら発生範囲が拡大している。そのため、線虫発生地域においては、都道府県は、ばれいしょ等の生産者に対して、日頃から収穫物に付着した土の輸送時の飛散防止や農機具に付着した土の洗浄等の指導を徹底する。また、病害虫防除所の職員や普及指導員は、巡回指導時等に、ばれいしょ等にシストが付着しているなどの疑義情報の集収に努めるとともに、生産者に対して、発生が疑われた場合は、速やかに病害虫防除所及び農林水産省植物防疫所に連絡するよう指導を徹底する。

（ウ）ミカンコミバエ種群

かんきつ類等の重要害虫であるミカンコミバエ種群については、南西諸島の他に、本州の海空港等においても誘殺が確認されていることから、全国的に本虫の侵入リスクが高まっている。このため、都道府県は、本虫のトラップの設置場所、トラップ数及び調査頻度について再検証するとともに、必要に応じて強化する。また、本虫の侵入常習地域にあつては、都道府県はかんきつ類等のほ場所有者（放任園地所有者を含む。）に対して、落果の除去等のほ場衛生管理の徹底を指導するとともに、住民に対して、庭木等の寄主果実が放置されることのないよう周知を徹底する。さらに、住民等から疑義情報を得た場合は、速やかに病害虫防除所及び農林水産省植物防疫所に連絡する。

（注）「重要病害虫発生時対応基本指針」（平成 24 年5月 17 日付け 24 消安第 650 号農林水産省消費・安全局長通知）

< 関連情報 >

農林水産省 HP「重要病害虫発生時対応基本指針について」

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k_kokunai/ap/ap.html

農林水産省 HP「ウメ輪紋ウイルス（プラムポックスウイルス）の防除について」

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k_kokunai/ppv/ppv.html

農林水産省 HP「ジャガイモシロシストセンチュウに関する情報」

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k_kokunai/gp/gp.html

農林水産省 HP「ミカンコミバエ種群の防除について」

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k_kokunai/mibae/mikan.html

ハナニラ

ハナニラ（花菰、学名：Ipheion uniflorum 英名：spring starflower）はネギ亜科ハナニラ属に属する多年草で 原産地は南米アルゼンチン。



我が国には、明治時代に園芸植物として導入され、逸出し帰化している。葉にはニラやネギのような匂いがあり、このことからハナニラの名がある。



野菜のニラ（学名：Allium tuberosum）は同じ亜科に属するが、別属である。球根植物であるが、繁殖が旺盛で植えたままでも広がる。鱗茎から 10～25cm のニラに似た葉を数枚出し、さらに数本の花茎を出す。開花期は春で、花径約 3cm の白から淡紫色の 6 弁の花を花茎の頂上に 1 つ付け、地上部が見られるのは開花期を含め春だけである。

属名の Ipheion（イフェイオン）はギリシャ語由来であるが意味は不明。ギリシャ神話の女神の名前がイメージされるといわれる。種小名の Uniflorum は 単花の（一輪の花）という意味である。

（写真は皇居東御苑4月15日写す）

花言葉：別れの悲しみ

※今回は、急きょ堀江参事の退職を惜しみ、ハナニラを全農薬ひろばの花とした。
理由は、ハナニラの花言葉による。